

医療機関が有料職業紹介事業者に支払う高額な手数料の
是正を求める意見書

全国的に高齢化が進む中、今後、医療・介護ニーズの更なる増大が見込まれている。一方、生産年齢人口の減少に伴い、医療機関では慢性的な人手不足が深刻化しており、医師や看護師などの医療人材を安定的に確保することが課題となっている。

近年、医療人材の採用・求職活動において、効率的な募集や、きめ細やかなサービスの提供など、医療機関と求職者双方のニーズを満たす有料職業紹介事業者の利用が広がっている。しかし、医療機関が医療人材を雇用した際に有料職業紹介事業者を支払う紹介手数料（以下「手数料」という。）は高額に設定されており、厚生労働省の報告によれば、本県における令和５年度の医師の紹介に係る平均手数料は一人当たり約９１万円、看護職は約６８万円であり、手数料の総額は年々増加傾向にある。

本県の医療機関においても有料職業紹介事業者への依存度は高い状況であり、公定価格である診療報酬を基本として経営を行う医療機関は、手数料を価格に転嫁できず、物価高騰や人件費の上昇等もある中、経営を大きく圧迫している。

有料職業紹介事業者へ的高額な手数料の支払が難しい中小規模の医療機関は、より一層、医療人材の確保が困難となり、地域の医療提供体制にも悪影響を及ぼしかねない。

よって国会及び政府は、有料職業紹介事業者による手数料の適正化を図るため、手数料に係る適切な上限設定や、その内容を遵守させるために実効性の伴う措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 ８ 年 ７ 月 １ ３ 日

衆	議	院	議	長	） 殿	
参	議	院	議	長		
内	閣	総	理	大		臣
総	務		大	臣		
厚	生	労	働	大		臣

神奈川県議会 議長